

## 貸借対照表

科 目	第93期 平成30年 3月31日現在	第94期 平成31年 3月31日現在
(資産の部)		
現金	5,539	5,357
預 け 金	161,889	178,001
コ ー ル ロ ー ン	127	210
買 入 金 銭 債 権	150	190
金 銭 の 信 託	-	0
有 価 証 券	225,467	218,340
国 債	5,635	4,096
地 方 債	81,243	87,460
社 債	90,530	78,823
株 式	2,155	2,099
そ の 他 の 証 券	45,901	45,860
貸 出 金	399,349	405,418
割 引 手 形	4,953	4,050
手 形 貸 付	33,385	30,031
証 書 貸 付	342,565	351,953
当 座 貸 越	18,444	19,383
外 国 為 替	147	46
外 国 他 店 預 け	147	46
そ の 他 資 産	4,577	4,594
未 決 済 為 替 貸	132	177
信 金 中 金 出 資 金	3,309	3,309
前 払 費 用	1	1
未 収 収 益	710	651
そ の 他 の 資 産	423	453
有 形 固 定 資 産	8,757	9,104
建 物	1,847	2,031
土 地	6,315	6,317
リ ー ス 資 産	190	230
建 設 仮 勘 定	0	61
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	403	464
無 形 固 定 資 産	200	231
ソ フ ト ウ ェ ア	144	177
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	55	53
前 払 年 金 費 用	291	275
繰 延 税 金 資 産	770	321
債 務 保 証 見 返	587	360
貸 倒 引 当 金	△ 7,486	△ 7,104
(うち個別貸倒引当金)	(△ 6,134)	(△ 6,029)
資 産 の 部 合 計	800,368	815,347

単位：百万円

科 目	第93期 平成30年 3月31日現在	第94期 平成31年 3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	704,661	711,289
当 座 預 金	17,862	17,373
普 通 預 金	282,588	293,135
貯 蓄 預 金	2,060	2,060
通 知 預 金	6,821	6,255
定 期 預 金	381,221	377,661
定 期 積 金	10,685	9,643
そ の 他 の 預 金	3,423	5,158
借 用 金	41,968	48,617
借 入 金	41,968	48,617
そ の 他 負 債	1,826	1,952
未 決 済 為 替 借	226	296
未 払 費 用	399	426
給 付 補 填 備 金	8	7
未 払 法 人 税 等	8	23
前 受 収 益	186	157
払 戻 未 済 金	37	34
払 戻 未 済 持 分	27	29
職 員 預 り 金	269	275
金 融 派 生 商 品	1	1
リ ー ス 債 務	190	230
資 産 除 去 債 務	29	29
そ の 他 の 負 債	442	440
賞 与 引 当 金	350	339
退 職 給 付 引 当 金	954	953
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	146	172
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	107	120
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,048	1,034
債 務 保 証	587	360
負 債 の 部 合 計	751,651	764,838
(純資産の部)		
出 資 金	2,952	2,938
普 通 出 資 金	2,952	2,938
利 益 剰 余 金	40,693	41,930
利 益 準 備 金	2,982	2,952
そ の 他 の 利 益 剰 余 金	37,711	38,977
特 別 積 立 金	35,670	37,470
(機械化準備積立金)	(100)	(100)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,041	1,507
処 分 未 済 持 分	△ 15	△ 14
会 員 勘 定 合 計	43,631	44,854
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,410	3,017
土 地 再 評 価 差 額 金	2,675	2,637
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,085	5,654
純 資 産 の 部 合 計	48,716	50,509
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	800,368	815,347

## 損益計算書

科 目	第93期 平成29年 4月1日から 平成30年 3月31日まで	第94期 平成30年 4月1日から 平成31年 3月31日まで
経 常 収 益	10,963,188	10,470,769
資 金 運 用 収 益	9,113,982	8,782,491
貸 出 金 利 息	6,803,931	6,704,954
預 け 金 利 息	237,843	226,470
コ ー ル ロ ー ン 利 息	1,972	5,041
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,986,615	1,762,159
そ の 他 の 受 入 利 息	83,619	83,865
役 務 取 引 等 収 益	1,192,034	1,209,234
受 入 為 替 手 数 料	384,408	378,156
そ の 他 の 役 務 収 益	807,626	831,078
そ の 他 業 務 収 益	237,984	153,666
外 国 為 替 売 買 益	709	4,685
国 債 等 債 券 売 却 益	93,438	113,429
そ の 他 の 業 務 収 益	143,835	35,551
そ の 他 経 常 収 益	419,187	325,376
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	43,962	-
償 却 債 権 取 立 益	112,779	87,330
株 式 等 売 却 益	219,092	177,312
そ の 他 の 経 常 収 益	43,353	60,733
経 常 費 用	8,934,032	8,850,756
資 金 調 達 費 用	388,549	347,801
預 金 利 息	356,319	317,881
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	4,222	3,513
借 用 金 利 息	21,700	20,459
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	4,994	4,565
そ の 他 の 支 払 利 息	1,312	1,381
役 務 取 引 等 費 用	1,024,482	1,078,827
支 払 為 替 手 数 料	149,001	150,387
そ の 他 の 役 務 費 用	875,480	928,440
そ の 他 業 務 費 用	77,080	901
国 債 等 債 券 売 却 損	73,891	-
金 融 派 生 商 品 費 用	89	237
そ の 他 の 業 務 費 用	3,098	663
経 費	7,082,934	7,116,902
人 件 費	4,535,590	4,518,092
物 件 費	2,407,958	2,467,596
税 金	139,385	131,212
そ の 他 経 常 費 用	360,985	306,322
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	95,140
貸 出 金 償 却	268,502	116,599
そ の 他 の 経 常 費 用	92,483	94,583

単位：千円

科 目	第93期 平成29年 4月1日から 平成30年 3月31日まで	第94期 平成30年 4月1日から 平成31年 3月31日まで
経 常 利 益	2,029,155	1,620,013
特 別 利 益	-	54,840
そ の 他 の 特 別 利 益	-	54,840
特 別 損 失	41,817	100,371
固 定 資 産 処 分 損	5,560	45,953
減 損 損 失	36,256	52,384
そ の 他 の 特 別 損 失	-	2,033
税 引 前 当 期 純 利 益	1,987,338	1,574,482
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,171	54,770
過 年 度 法 人 税 等	△ 42,742	-
法 人 税 等 調 整 額	102,658	203,279
法 人 税 等 合 計	69,088	258,050
当 期 純 利 益	1,918,250	1,316,432
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	118,589	153,513
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	4,313	37,926
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,041,152	1,507,872

## 剰余金処分計算書

単位：千円

科 目	第93期 平成29年 4月1日から 平成30年 3月31日まで	第94期 平成30年 4月1日から 平成31年 3月31日まで
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,041,152	1,507,872
利 益 準 備 金 取 崩 額	29,787	14,093
剰 余 金 処 分 額	1,917,426	1,396,715
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	117,426	116,715
(配 当 率)	(年 4%)	(年 4%)
特 別 積 立 金	1,800,000	1,280,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	153,513	125,250

■平成29年度及び30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、「有限責任あずさ監査法人」の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月12日

呉信用金庫  
理事長 **向井淳滋**

## 財務諸表に関する注記

財務諸表に関する注記

貸借対照表注記事項

- 注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産入法により処理しております。
- 3．金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2．と同じ方法により行っております。
- 4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております（特別処理の金利スワップを除く）。
- 5．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
- 6．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。また、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 7．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存期間については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 8．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9．貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書かずに記載されている直接残額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の債務者などで、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる残額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,176百万円であります。
- 10．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 11．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるおります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法（又は増益処理方法）は次のとおりであります。

過去の勤務費用　その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理（又は増益処理）

数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から費用処理（又は増益処理）

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）    |              |
| 年金資産の額                             | 1,669,710百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と                    |              |
| 最低責任準備金の額との合計額                     | 1,890,457百万円 |
| 差引額                                | △136,747百万円  |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月31日現在） |              |
|                                    | 0.5966%      |

- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当期償却に充てられる特別引当107百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 12．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 13．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 14．一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、一部金利スワップの特別処理を適用しております。
- 15．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によるおります。
- 16．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額691百万円
- 17．子会社等の株式総額　41百万円
- 18．子会社等に対する金銭債権総額　1,233百万円
- 19．子会社等に対する金銭債務総額　371百万円
- 20．有形固定資産の減価償却累計額　9,738百万円
- 21．有形固定資産の圧縮記帳額　1,032百万円
- 22．貸出金のうち、破綻先債権額は172百万円、延滞債権額は15,538百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行って当該部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 23．貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25百万円であります。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 24．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,511百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 25．破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,249百万円であります。なお、22．から25．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 26．手形割引は、業務別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,050百万円であります。
- 27．担保に供している資産は次のとおりであります。為替決済、公金取扱等の取引の担保として、有価証券52,489百万円及び預け金13,506百万円を差し入れております。
- 28．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- 再評価を行った年月日　平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法（地価税の課税価格の計算を基礎とした土地の価額を算出する方法）に合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△2,610百万円
- 29．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は200百万円であります。
- 30．出資1口当たりの純資産額863円74銭
- 31．金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（A.L.M.）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはA.L.Mの一環で行っている金利スワップ取引があります。このうち、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権については取得価額
- ② ①以外のうち、固定金利によるものは自金庫保証付私募債の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
- なお、保有目的区分ことの有価証券に関する注記事項については33．から36．に記載しております。
- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。
- (2) 借入金
- 借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- デリバティブ取引
- デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）であり、取引先金融機関から提示された価格、割引現在価値により算出した価額によるっております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

- | 区 分            |       | 貸借対照表計上額 |  |
|----------------|-------|----------|--|
| 子会社・子法人等株式（＊1） | 41    |          |  |
| 非上場株式（＊1）      | 149   |          |  |
| 非上場不動産投資信託（＊1） | 997   |          |  |
| 組合中央金庫（＊2）     | 24    |          |  |
| 信託中央金庫出資金（＊1）  | 3,309 |          |  |
| 合 計            | 4,521 |          |  |
- (＊1) 子会社・子法人等株式、非上場株式、非上場不動産投資信託及び信託中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (＊2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
- | （単位：百万円）          |         |         |          |         |
|-------------------|---------|---------|----------|---------|
|                   | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超    |
| 預け金               | 117,001 | 58,000  | 1,000    | 2,000   |
| 有価証券              | 21,121  | 84,620  | 78,395   | 22,945  |
| 満期保有目的の債券         | 699     | 200     | —        | —       |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 20,421  | 84,420  | 78,395   | 22,945  |
| 貸出金（＊）            | 75,141  | 117,190 | 87,865   | 104,501 |
| 合 計               | 213,263 | 259,810 | 167,260  | 129,446 |
- (＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
- | （単位：百万円） |         |         |          |      |
|----------|---------|---------|----------|------|
|          | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
| 預金積金（＊）  | 680,922 | 30,211  | 15       | 141  |
| 借入金      | 16,056  | 31,481  | 1,080    | 141  |
| 合 計      | 696,978 | 61,692  | 1,095    | 141  |
- (＊) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
- 33．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、36．まで同様であります。売買目的有価証券　該当ありません。

（単位：百万円）			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊1）	178,001	178,369	368
(2) 有価証券（＊1）	217,128	217,141	13
債権目的有価証券	899	913	13
満期保有目的の債券	216,228	216,228	—
その他有価証券	405,418	—	—
(3) 貸出金（＊1）	△7,004	—	—
貸倒引当金（＊2）	398,413	408,937	10,523
金融資産計	793,543	804,448	10,905
(1) 預金積金（＊1）	711,289	711,639	350
(2) 借入金（＊1）	48,617	48,940	322
金融負債計	759,907	760,580	673
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1)	(1)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(22)	(22)
デリバティブ取引計	(1)	(23)	(22)

- (＊1) 預け金、私募債、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (＊2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (＊3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特別処理を適用している金利スワップを一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、仕組預け金は、取引金融機関から提示された価額によるおります。
- (2) 有価証券
- 株式は取引所の価格、債券は売買参考統計値、JSプライス又は取引金融機関から提示された価格によるおります。投資信託は、公表されている基準価額によるおります。自金庫保証付私募債（満期保有目的）は、以下の①又は②の合計額から、自金庫保証付私募債（満期保有目的）に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権については取得価額
- ② ①以外のうち、固定金利によるものは自金庫保証付私募債の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
- なお、保有目的区分ことの有価証券に関する注記事項については33．から36．に記載しております。

- (3) 貸出金
- 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
- 金融負債
- (1) 預金積金
- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。
- (2) 借入金
- 借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- デリバティブ取引
- デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）であり、取引先金融機関から提示された価格、割引現在価値により算出した価額によるっております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分		貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式（＊1）	41		
非上場株式（＊1）	149		
非上場不動産投資信託（＊1）	997		
組合中央金庫（＊2）	24		
信託中央金庫出資金（＊1）	3,309		
合 計	4,521		

- (＊1) 子会社・子法人等株式、非上場株式、非上場不動産投資信託及び信託中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (＊2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
- | （単位：百万円）          |         |         |          |         |
|-------------------|---------|---------|----------|---------|
|                   | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超    |
| 預け金               | 117,001 | 58,000  | 1,000    | 2,000   |
| 有価証券              | 21,121  | 84,620  | 78,395   | 22,945  |
| 満期保有目的の債券         | 699     | 200     | —        | —       |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 20,421  | 84,420  | 78,395   | 22,945  |
| 貸出金（＊）            | 75,141  | 117,190 | 87,865   | 104,501 |
| 合 計               | 213,263 | 259,810 | 167,260  | 129,446 |
- (＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
- | （単位：百万円） |         |         |          |      |
|----------|---------|---------|----------|------|
|          | 1年以内    | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
| 預金積金（＊）  | 680,922 | 30,211  | 15       | 141  |
| 借入金      | 16,056  | 31,481  | 1,080    | 141  |
| 合 計      | 696,978 | 61,692  | 1,095    | 141  |

- (＊) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
- 33．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、36．まで同様であります。売買目的有価証券　該当ありません。

満期保有目的の債券				（単位：百万円）	
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	
	地方債	—	—	—	
	短期社債	—	—	—	
	社債	200	204	4	
	その他	699	708	9	
	小計	899	913	13	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	
	地方債	—	—	—	
	短期社債	—	—	—	
	社債	—	—	—	
	その他	—	—	—	
	小計	—	—	—	
合計		899	913	13	

その他有価証券				（単位：百万円）	
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,170	915	254	
	債券	169,979	165,753	4,225	
	国債	4,096	3,789	307	
	地方債	87,460	85,153	2,306	
	短期社債	—	—	—	
	社債	78,422	76,810	1,611	
その他	26,346	25,101	1,245		
小計	197,496	191,770	5,725		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	737	846	△108	
	債券	201	204	△3	
	国債	—	—	—	
	地方債	—	—	—	
	短期社債	—	—	—	
	社債	201	204	△3	
その他	17,792	19,239	△1,446		
小計	18,732	20,290	△1,558		
合計		216,228	212,060	4,167	

- 34．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券　該当ありません。

当事業年度中に売却したその他有価証券				（単位：百万円）	
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額		
株式	432	152	—		
債券	10,114	113	—		
国債	6,067	66	—		
地方債	4,047	47	—		
短期社債	—	—	—		
社債	—	—	—		
その他	633	24	—		
合計	11,180	290	—		

- 36．減損処理を行った有価証券
- 貸買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもつて貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
- なお、当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。
- 37．運用目的の金銭の信託　該当ありません。
- 38．満期保有目的の金銭の信託　該当ありません。
- 39．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
- 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託を10千円保有しております。
- 40．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、50,960百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものも25,192百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等も講じております。
- 41．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,946百万円
減価償却超過額	292
固定資産の減損損失	316
退職給付引当金	179
その他	332
繰延税金資産小計</	